

# 津別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年 4月15日(水) 午後2時から

2. 開催場所 議会議事堂 委員会室

3. 出席委員(11人)

会長	11番	田原賢二
委員	1番	細川幹生
	2番	近藤雅浩
	3番	嶋田治仁
	4番	佐野多希子
	5番	迫田和男
	6番	上野安男
	7番	山田伸二
	8番	石橋利明
	9番	西原芳明
	10番	巴敏博

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名
第2	会期の決定
第3	諸般の報告
第4	報告第4号 農地移動適正化あっせんの結果について
第5	報告第5号 農地法第5条の規定による届出について
第6	議案第7号 農用地利用集積計画の承認について

6. 農業委員会事務局職員

局長	小泉政敏
次長	迫田久
行政専門員	横山智

## 7. 会議の概要

事務局長： この度は、農業委員のご就任おめでとうございます。

本日の会議は、任命後最初に行われる総会ですので、「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定により町長が招集いたしました。現在着席いただいております議席につきましては、生年月日順の「仮議席」となっております。後ほど、正式な議席を決定させていただくこととなりますので、ご了承いただきたいと思っております。

また、臨時議長の選出まで、農業委員会事務局で取り進めることにいたしますので併せてご了承願います。

それでは、ただいまより令和2年第4回津別町農業委員会総会を開催いたします。

町長よりご挨拶をいただきます。

町長： 皆さんこんにちは。この度は農業委員会ご就任、誠におめでとうございます。開会にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

皆さんもマスクを付けて、今年の総会がマスク越しに話されるのは、想像もしなかったのではないかなと思っております。初めはおそらく皆さんも思ったのではないかと思っておりますが、また中国から出たなど。風土病で終わる感じを受けていたところですが、これほど広く世界中に新型コロナウイルスが、人間を乗り物にして広がっている状況になっています。命に係わるものですから、それに対する恐怖、パンデミックが起こっている訳であります。安心できるのは、治療薬・ワクチンが出てこないことには落ち着かない。インフルエンザもそうですけれども、ワクチンの接種や、感染しても町の病院で投薬して頂いて、4・5日家で休むパターンですけれども、それらの薬がしっかり開発されない限りは、落ち着かない状態がまだ続いていくのではないかと思っているところです。それまでは経済的な打撃等々もありますが、感染しないように我々の持っている力、理性だと思っておりますので、しっかり人間としてそれに基づいて、落ち着くまで頑張ってお参りたいなと思っております。

皆さんのご職業とされています、農業が中心となっておりますけれども、平成27年に国営農地整備事業も始まりまして、令和2年度で終了すれば、農地の7割近くが終了する形で、比較的順調にしているのかなと認識している所です。国の当初予算・補正予算も、それなりに集中的につくような形になっておりますので、引き続き待っている地区もございますので、順調に進んで卒業していききたいと考えております。新型コロナウイルスが、農業にも影響が出てくると思いますが、皆さんと力を合わせて乗り越えていきたいと考えております。

また、農業委員会の任務の1つに花嫁対策もあります。この部分にもお力添

えを頂きたいなと思っているところです。子供の生まれない町に未来はありません。結婚されて、子供が産まれて、この町がサステイナブルな状態になってくると言うこと、行政も一生懸命関わりたいと思っておりますので、皆さんと共に進めて参りたいなと思っていたところです。

これからまた3年間、皆さんのお力をお借りしながら、地域の農業が発展していくことを申し上げまして、ご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

事務局長： 本日の総会は、会長の互選決定までの議事の進めを臨時議長にお願いすることになりますが、指名につきましては町長にお願いいたします。

町長： それでは、議事日程に従いまして、議事を進行させていただきたいと思えます。

「臨時議長」の指名につきましては、地方自治法第107条の規定に準拠しまして、本日の出席委員の年長委員であります「上野委員」を指名させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

事務局長： 以降総会の進めにつきましては、臨時議長が行いますので、ここで町長は退席いたします。ありがとうございました。

【町長退席】

事務局長： それでは仮議長となられました上野委員には議長席にお座りいただき、これより先の議事の信仰をお願いしたいと思います。

臨時議長： ただいま、ご紹介にあずかりました上野です。

事務局長から説明のありましたとおり、日程第3「会長の互選について」の議案終了まで、臨時議長の職務を務めさせていただくことになりましたので、委員各位のご協力をお願いいたします。

本日の会議の議事日程を事務局長から報告させます。

事務局長： 令和2年度第4回総会議事日程につきましては、先に配布のとおりでありますのでご了承願います。

臨時議長： ただいまの出席委員は、全員です。

過半数に達していますので、「津別町農業委員会総会会議規則」第7条の規定により、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

臨時議長： 日程第1「仮議席の指定」を行います。  
仮議席はただいま着席の場所を仮議席といたします。

臨時議長： 日程第2「会議録署名委員の指名」を行います。  
会議録署名委員は、「津別町農業委員会総会会議規則」第12条の規定により、仮議席2番 佐野委員、仮議席3番 田原委員を指名します。  
暫時休憩します。

【暫時休憩】

臨時議長： 休憩と閉じ再開します。

臨時議長： 日程第3 議案第8号「会長の互選について」を議題とします。  
事務説明をお願いします。

事務局長： 説明の前に、1点お知らせいたします。  
議案の提出者であります、臨時議長の氏名が空欄となっております。上野委員の名前（上野安男）を記載願います。  
会長につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第1項において規定され、同条第2項で「会長は委員が互選した者をもって充てる」と定められております。

臨時議長： 「農業委員会等に関する法律」第5条第2項の規定により、会長は委員が互選した者をもって充てることになってはいますが、どのような方法で選出するかお諮りします。  
互選の方法につきましては、指名推薦または投票等による方法がありますが、いずれの方法がよいか意見を求めます。

巴委員： 11番 巴 【挙手】

臨時議長： 11番 巴委員

巴委員： 指名推薦の方法をとってはいかがでしょうか。

臨時議長： 他にありませんか。ただいま巴委員から発言のありました、指名推薦の方法によることに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

臨時議長： 異議ないものと認め、指名推薦の方法に決定します。  
それでは、どなたか委員の中から指名してください。

西原委員： 8番 西原

臨時議員： 8番 西原委員

西原委員： 田原委員を会長に推薦いたします。

臨時議員： 他にありませんか。ただいま田原委員を指名推薦する声がありましたが、これを決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

臨時議長： それでは、田原委員が会長に決定されました。  
以上をもちまして臨時議長の職務はすべて終了しました。委員各位のご協力に深く感謝いたします。

【臨時議長が退席】

事務局長： それでは「津別町農業委員会総会会議規則」第5条により、会長が会議の議長となります。会長は議長席におつきいただき、ご挨拶をお願いいたします。

会 長： ただいま、指名していただいた訳でございますけれども、微力で器の無い私ですが、三度会長ということで申し訳なく思っております。しかし会長を引き受けた以上は、委員の皆様、事務局と一丸になりまして農業委員・農業委員会としての誇りと責任を持ちまして、津別農業の発展のため職責を果たして参りたいと思っておりますので、3年間ご理解・ご協力のほど、よろしく願いしあげまして、挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長： 日程第4 「会期の決定」をお諮りします。  
会期は本日1日とすることに、ご異議はありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

議 長： 日程第5 議案第9号「会長職務代理者の互選について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局長： 説明の前に、再度お知らせします。

「会長職務代理者の互選について」以降、議案第14号までにつきまして、先程と同様に提出者であります会長の欄が空欄となっております。それぞれに田原会長の名前（田原賢二）を記載願います。

会長職務代理者の互選につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定で「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」こととなっております。

議 長： 「農業委員会等に関する法律」第5条第5項の規定により、会長職務代理は委員が互選した者をもって充てることになっていますが、どのような方法で選出するかお諮りします。互選の方法につきましては、指名推薦または投票による方法等がありますが、いずれの方法がよいか意見を求めます。

石橋委員： 6番 石橋

議 長： 6番 石橋委員

石橋委員： 指名推薦の方法をとって、会長が指名してはどうか。

議 長： 他にありませんか。

ただいま石橋委員から発言のありました、指名推薦の方法により私の方から指名することで、ご異議ありませんか。

#### 【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、私の方から、会長職務代理者を指名させていただきます。

それでは、巴委員を会長職務代理者として指名いたします。

ここで会長職務代理者から就任の挨拶をお願いします。

職務代理： ただいま会長からご指名頂きました巴でございます。責任の重い職務ですが、会長を助けられるよう3年間務めていきたいと思っておりますので、委員の皆さん・事

事務局のみなさんよろしく申し上げます。

議長： 日程第6 「議席の決定」を議題といたします。  
事務局、説明をお願いします。

事務局長： 「津別町農業委員会総会会議規則」第11条の規定により、抽選により決定することといたします。なお、今回の委員数は、11名であります。職務代理者の議席につきましては、昭和59年4月の総会における申し送り事項があり、会長を代理する立場上、議長の横に座るべきとの意見もありましたが、会長に一任の結果、職務代理者の総会の議席は10番と決定され、11番を会長の席としておりますので、残り議席1番から9番を抽選で決めております。前回の平成29年も同様の方法で決定しました。

議長： ただいま事務局から説明がありました。議席につきましては前回と同様の方法で決定したいと思いますが、意見を求めます。

【異議なしの声】

議長： 異議なしと認め、職務代理者及び会長を除き抽選により議席を決定します。抽選の方法について事務局より説明させます。

事務局長： 抽選の順序につきましては、農業委員会等に関する法律が改正された前回より抽選棒を2度引いていただき、最初の抽選は仮議席の番号順に抽選を行い抽選順番を決めました。その抽選順番で2度目の抽選を行い、その番号をもって議席とさせていただきます。

議長： ただいまの事務局の説明のとおり進めてよろしいか、意見を求めます。

【異議なしの声】

議長： 異議なしと認めます。  
ただいまより議席番号の抽選を行います。事務局が抽選棒を持って回ります。

議長： それでは、抽選の結果を事務局長より発表させます。

事務局長： 議長に代わりまして議席を発表いたします。

議長： ただいま発表されたとおり議席を決定いたします。

ざんじきゅうけい  
暫時休憩します。

議 長： 休憩を閉じ再開します。

議 長： 日程第7 「諸般の報告」を行います。 事務局長に報告させます。  
ます。 事務局説明をお願いします。

事務局長： 諸般の報告を行います。前総会以降の主な行事及び会議に関する事項並びに  
主な事務処置に関する事項につきましては、お手元に配布のとおりであります  
が、議案の受理につきましては、③については、緊急に属する案件であることか  
ら、津別町農業委員会総会会議規則第6条ただし書きの規定により今総会に付  
議しますのでご了承願います。

議 長： ここで、議事に入ります前に事務局長のほうからお詫びと訂正の申し出があ  
りましたので、これを許します。

事務局長： ただいま、議長より発言のお許しをいただきましたので、議事案件の訂正と  
お詫びを申し上げたいと思います。ただいま配布しました正誤表をご覧ください  
たいと思います。議案の訂正箇所につきましては、前回、3月の総会で報告  
しました「報告第4号 農地移動適正化あっせんの結果について」であります。  
この報告において、あっせんを行った全24筆を農地中間管理機構の買い入れ  
が望ましいと判断し、不成立と報告しましたが、あっせんの結果では、農地中  
間管理機構の買い入れが望ましい（8筆）とあっせん成立（16筆）となっ  
ていたところあります。このため、報告第4号を削除し訂正いただきたくご  
報告を申し上げます。なお、この案件につきましては、後ほど「報告第7号」  
にて報告させていただきます。

田原会長をはじめ委員の皆様には多大なご迷惑をおかけし、心からお詫び申  
し上げますとともに、今後の事務処理にあたりましては適正な事務処理に努め  
る所存でありますので、よろしくお願ひ申し上げお詫びとご報告とさせていた  
だきます。

議 長： 日程第8 報告第6号「農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」  
を議題とします。 事務局、説明をお願いします。

事 務 局： 報告第6号「農地所有適格宝持人の要件確認結果の報告について」を説明  
いたします。

農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の内容について別



紙のとおり農地所有適格法人の要件の適否について確認しましたので報告します。法人の要件については次のページでご確認ください。

農業生産法人要件確認の結果は4件です。形態要件・事業要件・構成員要件  
業務執行役員要件 すべて適となっております。 以上です。

議 長： 報告が終わりました。  
報告第6号について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

【ありませんの声】

議 長： 質問等がないようですので  
報告第6号については、報告のとおりご了承願います。

議 長： 日程第9 報告第7号「農地移動適正化あっせんの結果について」を議題と  
いたします。 事務局、説明をお願いします。

事務局： 報告第7号「農地移動適正化あっせんの結果について」報告します。

番号7-1

津別町農地移動あっせん基準に基づき申し出のあった下記農地のあっせんについて、農地中間管理機構の買入が望ましいと判断し、不成立となりましたので報告いたします。

あっせん委員 巴委員・細川委員 あっせん日 令和2年2月19日 1回

内容 売買

農地の内訳 譲渡人 ●●

譲受人 ●●

農地の所在 合計8筆 地目 畑 合計面積 147,311㎡

適用 ●●円

番号7-2

津別町農地移動適正化あっせん基準に基づき申し出のあった農地のあっせんについて、下記のとおり成立したので報告いたします。

あっせん委員 巴委員・細川委員 あっせん日 令和2年2月19日 1回

内容 売買

農地の内訳 譲受人 ●●

譲受人 ●●

農地の所在 合計16筆 地目 畑

合計面積 173,625.52㎡のうち153,737.52㎡

適用 ●●円

位置図につきましては次のページに記載の通りです。以上です。

議 長： 報告が終わりました。

報告第7号について、ご意見ご質問ありましたらお願いします。

迫田委員： 7番 迫田

議 長： 迫田委員

迫田委員： 図面の囲いが薄くて見づらいので次回から濃くしていただきたい。

事務局： 次長

議 長： 次長

事務局： 議員のご指摘があったように次回より改善できる様に工夫したいと思います。

議 長： 迫田委員よろしいですか

迫田委員： はい

議 長： 他にありませんか。

石橋委員： 9番 石橋

議 長： 石橋委員

石橋委員： 前回、全面積不成立として農地中間管理機構の買入れが望ましいと判断しましたが、農地中間管理機構の買入れができない場合はどのような状況のときか

事務局： 次長

議 長： 次長

事務局： 面積が小さいとか農地内に建物が建っている場合は、対象となりません。

議 長： 他にありませんか。

【ありませんの声】

議 長： 質問等が無いようですので、報告第7号については、報告とおりが了承願います。

議 長： 日程第10 議案第10号「使用貸借の合意解約による解約について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局： それでは、議案第10号「使用貸借の合意による解約について」別紙のとおり通知書の提出がありましたので報告いたします。

番号3

貸主 ●●

借主 ●●

土地の所在 美都●● 他合計58筆

合計面積 359,626.71㎡ 種類 使用貸借 内容 普通畑

始期 平成24年2月1日 終期 令和4年11月30日

全契約地 359,627㎡ 成立した日 令和2年3月31日

番号4番

貸主 ●●

借主 ●●

土地の所在 共和●● 他合計11筆

合計面積 100,000㎡ 種類 使用貸借 内容 普通畑

始期 平成28年3月31日 終期 令和8年3月30日

全契約地 100,000㎡ 成立した日 令和2年4月30日

位置図については次のページから記載の通りになります。以上です。

議 長： 説明が終わりました。本件は、津別町農業委員会総会会議規則第15条の規定により、●●委員は議事参与の制限に該当いたしますので退席をお願いします。

【●●委員退席】

議案第10号について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。

これより議案第10号について採決します。

本件は原案のとおり決する事に、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第10号は原案のとおり可決することに決定いたします。

【●●委員着席】

議 長： 日程第11 議案第11号「令和元（平成31）年度事業報告並びに令和2年度事業計画について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案第11号「令和元（平成31）年度事業報告並びに令和2年度事業計画」を説明させていただきます。

31年度の実績でありますけれども、総会の開催ですけれども12回開催しております。付議案件の内訳については次のとおりであります。なお付議案件については件数が記載されておりますが、この件数は付議された総会の開催数となっておりますので、ご承知いただけたらと思います。次のページをめくっていただき、2番目の農地法に基づく処理状況ですが、Aの農地法第3条につきましては、取扱い件数は25件となっております。面積は1,122,201.62㎡です。異動状況、地区別内訳につきましては2番、3番のとおりとなっております。つづいて次のページになりますけれども、Bの農地法第4・5条についてであります。①用途別転用内訳ですが、農地法第4条は0件、第5条については5件です。次に3番目の農業経営基盤強化促進法に基づく処理状況ですが、農用地利用集積計画に基づいて合計89件、面積6,166,151.77㎡となっております。次のページになりますけれども、4番目の農地移動適正化あわせん事業につきましては、所有権移転にかんするもので15件、897,912㎡。不成立1件、成立停止中1件で詳細につきましては下表に記載のとおりでございます。5番目の各証明関係、合計の件数18件で、16,900円です。次に6番農業者年金関係です。加入者数74人、受給者数は180人となっております。経営移譲年金裁定請求者は申請者なし。特別付加年金裁定請求者は2名であります。老齢年金裁定請求者は5名、新規加入者は2名となっております。7番目の活動状況ですが記載のとおりです。会議参加状況事業実施状況につきましては、次のページから4ページにわたって記載しているとおりであります。令和2年度活動方針と活動計画でありますけれども、活動方針につきましては

主な内容として下段の方に記載しておりますが、津別町農地等の利用の最適化の推進に関する指針により、農業の支援や振興を農業委員さん1人1人が農業者から期待と信頼に応える組織活動を行い農業の発展と農業の振興に大きく貢献できるよう活動を行って行き、諸制度の円滑な遂行に向けた活動を進めて行く、という内容になっております。活動方針にのっとりまして、2枚後のページに令和2年度の農業委員会関係予算を記載しております。ご覧頂けたらと思います。以上で説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

議 長： 説明が終わりました。議案第11号について質疑を求めます。

嶋田委員： 4番 嶋田

議 長： 嶋田委員

嶋田委員： 8の主な会議参加及び事業実施状況ですが、昨年5月に大昭牧場の関係で事務局と嶋田委員とともに協議を行っていますが、そのことが記載されていません。また、その際に沼沢の牧場の評価額、売買価格が示されましたが、大昭牧場はどのようになったのか教えていただきたい。

嶋田次長： 昨年5月に協議を行っていますが記載が漏れていました。申し訳ありません。  
大昭牧場につきましては現在、所有者の津別町が売買のために分筆作業を行っております。面積が確定しましたら売買の手続きが開始されることとなっております。

議 長： 他にありませんか。

【ありませんの声】

議 長： 質疑を終結します。

これより議案第11号について採決します。

本件は原案のとおり決する事に、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第11号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 日程第12 議案第12号「農地等の利用最適化の推進に関する指針について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局： 事務局係長

議 長： 係長

事務局： それでは、議案第12号「農地等の利用最適化の推進に関する指針について」を説明いたします。

第1の基本的な考え方は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられました。

津別町農業委員会は、「農地等の利用の最適化の推進」に取り組むため、農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づく指針として、平成29年に具体的な目標と推進方法を定めました。

なお、この指針は、令和5年度（平成35年度）までの目標達成に向けた計画とし、農業委員の任期である3年ごとに検証・見直しを行うこととなっております。

今回、見直しを行い改訂しました。

単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとするものです。

第2の具体的な目標と推進方法につきましては、お目通しのうえ確認をお願いします。 以上で説明を終わります。

議 長： 説明が終わりました。議案第12号について質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。

これより議案第12号について採決します。

本件は原案のとおり決する事に、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第12号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 日程第13 議案第13号「農用地利用集積計画の承について」を議題とい

たします。事務局から説明をお願いします。

事務局： 事務局係長

議長： 係長

事務局： 議案第3号「農用地利用集積計画の承認について」農業経営基盤強化促進第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画提出するものであります。説明させていただきます。次のページに一覧に基づいて説明させていただきます。

#### 所有権移転

番号12

利用権の移転をするもの 上里●●番地

●●

利用権の移転を受けるもの 美都●●番地 ●●

利用権を移転する土地 美都●●番 1筆 地目 畑

面積 1,895㎡ 移転の内容 種類 所有権 内容 普通畑

所有権移転時期 令和2年4月16日

対価 ●●円 売買 です

番号13。

利用権の移転をするもの 上里●●番地

●●

利用権の移転を受けるもの 上里●●番地 ●●

利用権を移転する土地 美都●●番 合計3筆 地目 畑

面積 1,665㎡ 移転の内容 種類 所有権 内容 普通畑

所有権移転時期 令和2年5月1日

対価 ●●円 売買 です

#### 賃貸借

番号14

利用権の設定をするもの 幸町●●番地 ●●

利用権の設定を受けるもの 恩根●●番地 ●●

利用権を設定する土地 共和●●番 外合計3筆

合計面積 46,246㎡のうち 23,000㎡ 賃貸権 普通畑

始期 令和2年4月7日 終期 令和3年1月31日

借賃 ●●円 賃貸借 です。

続いて

番号15

利用権の設定をするもの 達美●●番地 ●●

利用権の設定を受けるもの 達美●●番地 ●●

利用権を設定する土地 達美●●番 1筆 地目 畑

合計面積 7,857㎡ 賃借権 普通畑

始期 令和2年4月16日 終期 令和4年11月30日

借賃 ●●円 賃貸借 です。

続いて

番号16

利用権の設定をするもの 東岡●●番地 ●●

利用権の設定を受けるもの 大昭●●番地 ●●

利用権を設定する土地 共和●●番 他合計11筆 面積 10,000㎡

賃借権 普通畑

始期 令和2年5月1日 終期 令和12年4月30日

借賃 ●●円 賃貸借 です。

続いて

番号17

利用権の設定をするもの 上里●●番地 ●●

利用権の設定を受けるもの 上里●●番地

利用権を設定する土地 上里●●番 外合計49筆

合計面積 226,763㎡ 賃借権 普通畑

始期 令和2年11月30日 終期 令和5年11月30日

借賃 ●●円 賃貸借 です。

以上、利用権の設定についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議 長： 説明が終わりました。これより議案第13号の内12番を先議いたします。  
議案大13号の内12番について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。  
これより議案第13号のうち12番について採決します。  
本件は原案のとおり決する事に、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】



議 長： 異議ないものと認め、議案第13号のうち12番は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第13号のうち13番について質疑を行います。津別町農業委員会総会会議規則第15条の規定により、●●委員は議事参与の制限に該当いたしますので退席をお願いします。

【●●退席】

議案第13号のうち13番について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。  
これより議案第13号の内13番について採決します。  
本件は原案のとおり決する事に、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第13号の内13番は原案のとおり可決することに決定いたします。

【●●着席】

議 長： 次に、議案第13号の内14番について採決を行います。本件は津別町農業委員会総会会議規則第15条の規定により、●●委員は議事参与の制限に該当いたしますので退席をお願いします。

【●●席】

議案第13号のうち14番について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。  
これより議案第13号の内14番について採決します。  
本件は原案のとおり決する事に、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第13号の内14番は原案のとおり可決することに決定いたします。

【●●着席】

議 長： 次に、議案第13号のうち15番について採決を行います。津別町農業委員会総会会議規則第15条の規定により、議長である私は議事参与の制限のため、退席しますので、代わって●●に議事進行をおねがいします。

【●●退席】

【●●席へ】

議案第13号のうち15番について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。  
これより議案第13号の内15番について採決します。  
本件は原案のとおり決する事に、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第13号の内15番は原案のとおり可決することに決定いたします。

以上で私の議長としての職務を終了し、以後の進行は●●にお願いします。

【●●自席へ】

【●●着席】

議 長： 次に、議案第13号に内16番について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。

これより議案第13号の内16番について採決します。  
本件は原案のとおり決する事に、ご異議ありませんか。

**【異議なしの声】**

議 長： 異議ないものと認め、議案第13号の内16番は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第13号のうち17番について質疑を行います。津別町農業委員会総会会議規則第15条の規定により、●●委員は議事参与の制限に該当いたしますので退席をお願いします。

**【●●委員退席】**

議案第13号のうち17番について、質疑を求めます。

**【ありませんの声】**

議 長： 質疑終了します。  
これより議案第13号の内17番について採決します。  
本件は原案のとおり決する事に、ご異議ありませんか。

**【異議なしの声】**

議 長： 異議ないものと認め、議案第13号の内17番は原案のとおり可決することに決定いたします。

**【●●委員着席】**

議 長： 日程第14 議案第14号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局： 事務局係長

議 長： 係長

事務局： 議案第14号「農地法第4条の規定による許可申請について」次のページに一覧を基づいて説明させていただきます。

番号 1

申請者住所 栄●●番地 ●●

申請地 栄●●番 地目公簿 原野 現況 畑

面積 17,549㎡の内4157.52㎡ 区分 農業振興区域

転用目的 牛舎新棟1棟及び付属設備の建設。

申請理由 和牛の増頭に伴う牛舎及び付属設備の建設するため。 です。

位置図につきましては次のページに添付しております。以上です。

議 長： 説明が終わりました。議案第14号について質疑を求めます。

【ありませんの声】

議 長： 質疑終了します。

これより議案第14号について採決します。

本件は原案のとおり決する事に、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長： 異議ないものと認め、議案第14号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長： 以上で本日の総会に提案した案件はすべて終了いたしました。

これにて本日の総会を終了いたします。本日はどうもご苦勞様でした。

(終了 16時 20分)

以上総会の顛末を記録し、議事録の内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

令和元年 月 日

議 長

令和元年 月 日

署名委員

令和元年 月 日

署名委員

